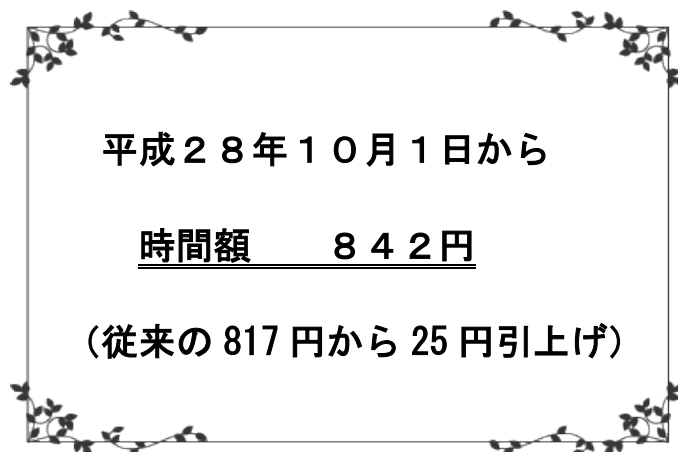


千葉県最低賃金改定のお知らせ

千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む。）及び、その使用者に適用される千葉県最低賃金（地域別最低賃金）が次のように改正されました。



使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。

- ・ この最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜勤務手当、賞与及び臨時の賃金は含まれません。
- ・ 月給制・日給制の場合は、時間額に換算して比較します。
- ・ 最低賃金は、原則として県内で働くすべての労働者に適用されますが、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者等については、使用者が労働局長の許可を受けることにより、最低賃金の減額の特例が認められております。
- ・ 「千葉県最低賃金」の他に、業種により定められている「特定最低賃金」が適用される場合がありますので、御注意ください。
- ・ 「千葉県最低賃金総合相談支援センター」におきまして、経営課題及び労務管理についての無料相談を受け付けておりますので、御利用ください。

(☎0120-026-210)

※最低賃金の詳しい内容につきましては、千葉労働局労働基準部賃金室
(☎043-221-2328) 又は最寄の労働基準監督署にお問い合わせください。

※24時間テレホンサービス 043-221-4700

※千葉労働局ホームページ <http://chiba-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>